

大田市告示第15号

地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により次の通り告示する。

令和5年3月8日

大田市長 楫野弘和

1. 調査地区 久手⑩地区
2. 告示期間 令和5年3月 8日から  
令和5年3月28日まで
3. 筆界案を作成した土地の所在及び地番  
大田市久手町波根西2164番
4. 筆界案を確認することができる場所  
大田市建設部事業推進課地籍調査係
5. 筆界案を確認することができる者  
筆界案を作成した土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人
6. 筆界案の作成者  
大田市
7. 意見の申出

令和5年3月8日から令和5年3月28日（ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、当該筆界案を確認することができる者は意見を申し出ることができる。

なお、この期間内に意見の申出がないときは、準則第30条第4項の規定により調査を行う。